

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

秦野市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、成年被後見人に係る欠格条項等が見直されたことに伴い、成年被後見人も、一定の条件のもと、印鑑の登録を受けることができることとするため、改正するものであります。

秦野市印鑑条例の一部を改正する条例

秦野市印鑑条例（昭和55年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第7号 秦野市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 15歳未満の者</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p>

秦野市印鑑条例の一部改正について

1 条例改正の背景

成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「印鑑登録証明事務処理要領」（昭和49年2月1日自治振第10号自治省行政局振興課長通知）の一部が改正されたことから本条例の一部改正を行うものです。

2 条例改正の概要

これまで成年被後見人については印鑑登録の資格がありませんでしたが、本改正により、法定代理人が同行し、かつ、成年被後見人本人から印鑑登録の申請があるときは、その成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録を受けることができることとするものです。

3 申請の受付

窓口において、成年被後見人本人が申請書の必要事項を記載（申請書の記載ができない者については、申請内容を口頭で説明）できる場合、印鑑登録の受付を行うものです。